

足立区サッカー協会壮年部「規約」

第 3 版

制定年月日 2013年4月1日

改定年月日 2019年4月1日

足立区サッカー協会壮年部

第一章 総則

(名称)

第1条 本部会は、足立区サッカー協会壮年部会(以下単に部会)と言う。

(事務所)

第2条 本部会の事務所は、壮年部長の指定する場所に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本部会は、足立区サッカー協会の統括と指導のもと、サッカー競技を通し、体力の維持・気力の充実を図るとともに、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 壮年サッカー各種大会の開催、及び参加
- (2) 壮年サッカーの指導・育成
- (3) 壮年サッカー普及に関する講演・研究会の開催
- (4) 壮年サッカーに関する情報の収集、及び関係機関への情報の提供と交流
- (5) 壮年サッカー指導員及び審判員の養成と資質の向上
- (6) 地域内の壮年サッカーに関する正式記録の作成、並びに記録の保存
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 組織

(部会の構成員)

第5条 本部会は、足立区サッカー協会壮年部の加盟要項を満たし、加盟登録した壮年者によって組織する。

第四章 部会員

第一節 資格

(部会員の資格)

第6条 部会員の資格は、所定の部会員名簿に登録されたときに取得する。

第二節 権利・義務

(部会員の権利)

第7条 部会員は、足立区サッカー協会壮年部で定める権利を有する。

(部会員の義務)

第8条 部会員は次の各号につき平等の義務を負う。

規約並びに機関決議に服する義務

各種会費の納入義務

第五章 機関

第一節 総則

(議決機関)

第9条 本部会には次の機関を置く。

壮年部総会

壮年部役員会

リーグ運営委員会(マスターズ大会を含む)

審判委員会

強化委員会

第二節 壮年部総会

(壮年部総会の構成)

第10条 壮年部総会(以下単に総会と言う)は、本部会の最高決定機関で、第41条の役員及び各チーム代表議員(以下単に代議員と言う)をもって構成する。

(代議員)

第11条 総会に出席する代議員数は、各チーム2名とする。

(総会の開催)

第12条 総会は、定期に毎年一回新会計年度開始後の2ヶ月以内に行い、次の事項を審議決定する。ただし、必要と認められる時には臨時総会の開催も行える。

- (1) 事業計画
- (2) 予算並びに決算
- (3) 役員の変更
- (4) 議決を要する重要事項
- (5) 本規約の改廃

(総会の招集)

第13条 総会の招集は、壮年部長が行う。

(会議の成立)

第14条 総会は第11条で表記する代議員総数3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない

(議長の選出)

第15条 総会の議長は、代議員から選出する。

(会議の評決)

第16条 採決の方法は、口頭または挙手(拍手)による。

- (1) 役員は議事の評決に加わることができない。
- (2) 議事は代議員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決める。
- (3) 本規約の改廃には、3分の2以上の賛成を得なければならない。

第三節 壮年部役員会

(壮年部役員会の構成)

第17条 壮年部役員会(以下単に役員会と言う)は、本部会の執行機関で、第41条の役員で構成する。

(役員会の開催)

第18条 役員会は必要に応じて随時開催する。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、壮年部長が招集する。

(役員会の責務)

第20条 役員会は、総会の議決事項及び緊急事項を執行する。

- (1) 緊急事項を執行した場合は、関係委員会を開催し、承認を得なければならない。
- (2) 役員会は、壮年部総会に対して一切の責任を負う。

第四節 リーグ運営委員会

(リーグ運営委員会の構成)

第21条 リーグ運営委員会(以後は、単に運営委員会と言う)は、リーグ戦及びマスターズ大会の運営機関で、各チーム運営委員及び第39条の一～九号の役員をもって構成する。

第22条 競技の運営においては別途「壮年部運営規定」に則る

(運営委員会の開催)

第23条 運営委員会は必要に応じ随時開催する。

(運営委員会の招集)

第24条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(運営委員会の議長)

第25条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

(各種委員会の設置)

第26条 運営委員会の下には、必要に応じて委員会を置くことができる。

第五節 審判委員会

(審判委員会の構成)

第27条 審判委員会は、審判技能の向上を図るための機関で、各チームの登録審判員および第41条の(1)～(9)号の役員をもって構成する。登録審判員は各チームから2名選出される

(登録審判員の責務)

第28条 登録審判員は審判技術の向上を目指し、試合の主審を専門に行う。

(審判委員会の開催)

第29条 審判委員会は必要に応じ随時開催する。

(審判委員会の招集)

第30条 審判委員会は、審判委員長が招集する。

(審判委員会の議長)

第31条 審判委員会の議長は、審判委員長がこれにあたる。

(審判委員会の事業)

第32条 審判委員会は下記事業を必要に応じて行う。

- (1) 登録審判員の研修
- (2) 新規審判員の育成
- (3) 大会等への審判員の派遣

(審判委員会の内規)

第33条 審判委員会の内規は別途定める

第六節 強化委員会

(強化委員会の構成)

第34条 強化委員会は主将と第41条の(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(9)、(10)の役員で構成する。

(強化委員会の責務)

第35条 強化委員会はリーグの技術向上と各年代の強化システム構築を目指し、代表メンバーを選考し強化にあたる。

(強化委員会の開催)

第36条 強化委員会は必要に応じて随時開催する。

(強化委員会の招集)

第37条 強化委員会は、委員長が招集する。

(強化委員会の議長)

第38条 強化委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(強化委員会の内規)

第39条 強化委員会の内規は別途定める。

第七節 運営事務所

第40条 連絡先事務所としてリーグ運営委員長宅を事務所とする(原則足立区内)

第六章 役員

(役員)

第41条 本部会には次の役員を置く。※(1)～(4) & 各委員長を執行部とする

- (1) 壮年部部長
- (2) 壮年部副部長
- (3) 壮年部会計
- (4) 事務局(総務・企画委員)
- (5) 運営委員長
- (6) 運営副委員長
- (7) 審判委員長
- (8) 審判副委員長
- (9) 強化委員長
- (10) 代表監督
- (11) 代表副監督
- (12) 会計監査

(役員任命)

第42条 役員任命は次の通りとする。

- (1) 壮年部部長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (2) 壮年部副部長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (3) 壮年部会計:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (4) 事務局(総務・企画委員):前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (5) 運営委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (6) 運営副委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (7) 審判委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (8) 審判副委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。

- (9) 強化
- (10) 委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (11) 代表チーム監督:運営委員会・強化委員会にて選出し、これを総会にて承認する。
- (12) 代表副監督:必要に応じて代表監督がチーム内外から指名する、これを総会にて承認する。
- (13) 会計監査:総会出席代議委員または運営委員の中から選出する。

(役員の任期)

第43条 役員の任期は、三年とする。

- (1) 再任を妨げない。
- (2) 補欠によって選出されたものは、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了といえども、後任者が決定するまでは任務を遂行する。

(役員の任務)

第44条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 部長は、この部会を代表して会務を統括し、協会(上部団体)との調整を図る。
※部長は足立区サッカー協会常任理事も務める
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
※副部長は足立区サッカー協会常任理事も務める
- (3) 壮年部会計は、本部会の会計事務全てを統括管理する。
- (4) 事務局(総務・企画委員)はホームページの管理・更新や活動等の企画立案を行う。
- (5) 運営委員長は、各競技の運営状況を統括し、競技結果などを報告する。
- (6) 運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長が任務を遂行できない場合にはその任務を代行する。
- (7) 審判委員長は、審判員の技量総体を把握し、技能及び資質向上を図る。
- (8) 審判副委員長は審判委員長を補佐し、審判委員長が任務を遂行できない場合にはその任務を代行する。
- (9) 強化委員長は、壮年部代表活動における活動状況を把握し、常に強化を図る。
- (10) 代表(選抜)監督は、代表(選抜)チームはもとより、参加する各大会の統括を行う。
- (11) 代表(選抜)副監督は、代表(選抜)監督を補佐し、監督が任務を遂行できない場合にはその任務を代行する。
- (12) 会計監査は、財務管理の状態を調査し、部会に報告しなければならない。

第七章 救 援

(スポーツ傷害保険)

第45条 事業遂行中の怪我などによる損害を軽減するため、部会員は加盟・登録に際して、必ずスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第八章 会 計

(経費)

第46条 部会の経費は、年会費(加盟費、運営費、参加費、登録費の事業収入)、寄付金、その他をもってあてる。但し、総会および役員会の議を経て臨時徴収することができる。

(会計年度)

第47条 部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第48条 部会の予算及び決算は、第41条の役員で作成し、総会で承認を得なければならない。

(役員手当)

第49条 部会は、役員が任期を満了した時、次の通り手当を支給する。

- (1) 壮年部部长
- (2) 壮年部副部长
- (3) 壮年部会計
- (4) 事務局(総務・企画委員)
- (5) 運営委員長
- (6) 運営副委員長
- (7) 審判委員長
- (8) 審判副委員長
- (9) 強化委員長
- (10) 代表監督
- (11) 代表副監督
- (12) 会計監査委員

※(1)～(12)の役員においては一律 10,000 円、会計監査については監査一回につき 1,000 円を支給する。その他の委員または役員の手当については、各委員会、役員会の議をもって決定する。

(会計報告)

第50条 会計は、6ヶ月毎に会計報告書を作成し、運営委員会へ提出しなければならない。

(会計監査)

第51条 会計は、3ヶ月毎に出納簿を会計監査委員に提出し、収支について会計監査を受けなければならない。 ※この際の立会人は、壮年部長、運営委員長などがあたる。

第九章 付 則

(規約の改廃)

第52条 この規約の改廃は、総会の承認を必要とする。

(規約の準用)

第53条 この規約で明らかなでない事項は、足立区サッカー協会の規約または決定事項に準ずる。

(規約の施行)

第54条 この規約は、2018年4月1日より施行する。

| 改定履歴 | | |
|------|------------|--|
| 版番 | 制定・改定日 | 主な改訂箇所・理由 |
| 1 | 2013.10.31 | 新規制定 |
| 2 | 2018.04.01 | 内容を精査して改定 |
| 3 | 2019.04.1 | 誤字修正 (各種委員会の設置)第27条 第41条の(1)～(9)号 (強化委員会の構成)第34条 第41条の(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(9)、(10)の役員 (予算及び決算)第48条 部会の予算及び決算は、第41条の役員 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |